

# 新潟市まもりん着ぐるみ使用取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、新潟市農林水産部農村整備・水産課が管理する「まもりん着ぐるみ」(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用許可申請)

第2条 着ぐるみの使用を希望する者(以下「使用者」という。)は、事前にまもりん着ぐるみ使用申込書(様式第1号)及び事業実施計画書(様式第2号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用申込の受付は、先着順とする。

3 使用の許可は、まもりん着ぐるみ使用許可書(様式第3号)をもって行う。なお、市長は、許可をする際、条件を付けることができる。

## (使用許可基準)

第3条 使用許可は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 守り人活動の拡大や水産業の振興等にかかる市民への啓発活動を効果的に行うことが見込める事業を主催するもの。

(2) その他、市長が適当であると認めたもの。

2 前項のいずれかに該当するもので、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 新潟市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがないもの。

(2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがないもの。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのないもの。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのないもの。

(5) 次のいずれかに該当しないもの

ア 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者、または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者

エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## (使用料)

第4条 使用料は、無償とする。

## (貸出期間)

第5条 着ぐるみの貸し出しは、受け取り日及び返却日を含めて10日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 着ぐるみの貸し出しは、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日とし、返却日は使用日の翌日までとする。ただし、受け取り日または返却日が土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月28日から翌年1月4日までの間（以下「閉庁日」という。）にあたる場合はこの限りでない。

（使用上の順守事項）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 許可された事業計画書に記載された内容で使用する事。
- (2) 使用期間を順守すること。
- (3) 土砂や濡れた路面等で使用しないこと。
- (4) 雨天等天候不良時に屋外で使用しないこと。
- (5) 火気や危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用許可の取消）

第7条 使用者が、前条に定める事項を順守しなかったとき、またはその他この要領に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。

2 市および農村整備・水産課事業での使用、または管理運営等の理由により、許可の取り消しまたは、変更を行う場合がある。

3 許可の取り消しを行った場合、使用者に損害が生じてても、市長はその責めを負わない。

（着ぐるみの運搬及び貸出方法等）

第8条 使用者は、貸出及び返却場所から会場までの間における着ぐるみの運搬は、専用の保管ケースに収納した状態で行い、運搬する場合は、着ぐるみの形状を損なうことがないように注意するものとする。

2 貸出及び返却の日時は、閉庁日以外の午前9時から午後5時までとする。

3 貸出及び返却場所は、農村整備・水産課執務室とする。

4 貸出、返却にかかる経費は使用者の負担とする。

（使用状況の報告）

第9条 使用者は、事業が終了した場合は、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出しなければならない。

2 使用者は、申し込んだ事業計画において着ぐるみを使用しなくなった場合は、直ちに市長にその旨を連絡し、着ぐるみを返却しなければならない。ただし、悪天候等の事情により使用日の当日に使用しないことが決定した場合は、後日、速やかに報告するものとする。

（使用権譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

（原状回復等）

第11条 使用者は、着ぐるみを汚損または滅失したときは、直ちに報告するものとする。

2 着ぐるみを汚損または滅失した場合、使用者は、直ちにその原状回復を行うものとする。

(事故保証等)

第12条 着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、市長は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えた場合は、使用者がその損害賠償の責任を負うものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日より施行する。

(関係要領の廃止)

2 新潟市まもりん着ぐるみ貸出要領（平成21年11月1日施行）は廃止する。

まもりん着ぐるみ使用申込書

年 月 日

新潟市長 様

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名称及び代表者名)

下記のとおり、まもりん着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 使用希望期間 (貸出・返却日を含む)

年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ( 日間)  
(使用期日 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) )

2 担当者連絡先

所 属

氏 名

電話番号

3 受領予定日時

年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃

誓約書 (誓約する場合は□にレをしてください。)

- 新潟市まもりん着ぐるみ使用取扱要領に同意します。
- 私は暴力団または暴力団員ではありません。また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

## まもりん着ぐるみ事業実施計画書

イベント 内 容	イベント名	
	場 所	
	参加予定者	
	概 要	
具体的な使用内容		
まもりんの借用理由		
備 考		

※申請が重なった場合や、優先事業により希望に添えない場合があります。

※イベント等のパンフレット、チラシ類がありましたら添付してください。

※貸出時に確認をお願いする場合がありますので、社員証等の身分を確認できるものをご持参ください。

※この欄には記入しないでください。

貸出日	受取者	返却日	確認者	備考
年 月 日		年 月 日		

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 篠田 昭(公印省略)  
(担当：農村整備・水産課)

申請のありました、「まもりん着ぐるみ」の使用について、下記の通り許可します。

## 記

申請者住所	〒
申請者名称	
申請者	
イベント名	
使用条件	
貸出物	
使用期間	年 月 日( 曜日)から 年 月 日( 曜日)まで ( )日間
引き渡し日時	年 月 日( 曜日) 午前・午後 時 分 頃
返却日	年 月 日( 曜日)

※バッテリーは満タンに充電して返却してください。